

令和7年度 中野区介護サービス事業者集団指導 認知症対応型共同生活介護及び (看護) 小規模多機能型居宅介護

令和8年1月

中野区 地域支えあい推進部 介護保険課 介護事業者係

※動画の一部に明滅する箇所がありますので、視聴の際はご注意ください。

次第

日時 令和8年1月29日（木）14時～15時30分
場所 中野区役所 6階 603会議室

1. 集団指導の開催に当たって
2. 運営指導等に関する講義
 介護保険課 介護事業者係
3. 他係・他課からのお知らせ
 (1) 介護保険課 管理係
 (2) 福祉推進課 高齢者専門相談係

配布資料一覧

- 令和7年度中野区介護サービス事業者集団指導
- 別紙1 処遇改善加算リーフレット1
- 別紙2 処遇改善加算リーフレット2
- 別紙3 中野区介護保険施設等の指導監督基準
- 別紙4 令和7年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針
- 別紙5 契約解除に関する対応の留意点
(平成27年度版 東京都における介護保険サービスの苦情相談白書の一部抜粋)
- 別紙6 介護現場におけるハラスメント対策マニュアル
(一部抜粋)

集団指導の開催に当たって

1. 集団指導の目的・内容について

【目的】

- 適正なサービスを提供するために必要な情報を伝達する
- サービスの質の確保・保険給付の適正化

【内容】

- ①介護保険関係法令の改正の内容
- ②運営指導の実施方針及び運営指導での主な指摘事項
- ③事業所の指定及び加算等に関する届出
- ④苦情・事故報告への対応など

※概ね3年から6年に1回、各事業所にて実地で実施する運営指導や6年に一度の指定更新申請時の審査と合わせて、国の定める基準に従い、適切なサービスが提供できるように各事業者と区が協力していく取り組みの一つとなります。ご理解の上、ご参加ください。

集団指導の開催に当たって

2. 開催方法と対象種別

集合形式・動画配信（Youtube）で開催します。

【集合形式】

- 中野区役所の会議室で実施します。

【動画配信】

- Youtubeで令和8年3月末まで公開します。
- 公開期間、URLはケア俱楽部をご確認ください。
- 動画配信の内容は、集合形式による実施内容と同じです。

集団指導の開催に当たって

2. 開催方法と対象種別

今回の集団指導の対象サービス種別は**認知症対応型共同生活介護、(看護) 小規模多機能型居宅介護**です。

○居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター

※その他、介護支援専門員の在籍する事業所も参加可能。

※ (看護) 小規模多機能型居宅介護は居宅系サービスに該当するため参加必須。

○通所系サービス（通所介護、総合事業通所型サービス、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）

○訪問系サービス（訪問介護・総合事業訪問型サービス、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）

○**認知症対応型共同生活介護、(看護) 小規模多機能型居宅介護**

集団指導の開催に当たって

3. 出席確認・質問

ケア俱楽部で配信されるアンケートで、回答・質問してください。

※締め切り：**2月末**

The screenshot shows the Chiyoda City Care Club website interface. At the top, there is a navigation bar with links for Home, Notices, Bulletin Board, Search, Activities Log, and Home. Below the navigation bar, there is a section titled "Important Notices" (重要なお知らせ) with a notice from March 28, 2025, about checking email addresses. There is also a link to view all important notices. A red box highlights the "New Survey" (新着アンケート) button. Below this, there is a survey announcement with a due date of September 30. Further down, there is a section titled "Notice Information" (お知らせ・情報) with various links to other notices. A red box highlights the "Survey" (アンケート) button. To the right, there are icons for bulletin board, search, activity log, resource log, frequently asked questions, and a map. A bottom box highlights "User Information Change" (ユーザー情報変更).

※いただいた質問は、後日区HP上で回答させていただきます。

目次

1. 各種加算について	P. 8
2. 管理者の兼務について	P. 10
3. 運営指導について	P. 12
4. 運営指導における主な指摘事項等について	P. 19
5. 事業所の指定に係る届出等について	P. 40
6. 電子申請届出システムについて	P. 47
7. 区に寄せられた苦情・相談について	P. 52
8. 事故報告について	P. 59
9. けあプロ・n a v i、ケア俱楽部について	P. 76
10. 他係、他課からのお知らせ	
(1) 介護保険課 管理係	P. 85
(2) 福祉推進課 高齢者専門相係	P. 89

1. 各種加算について

①介護職員等処遇改善加算

- 令和7年4月1日より、介護職員等処遇改善加算（V）の各区分が無くなりました。
- 令和7年4月以降、新たに（I）～（IV）を算定する場合
 - ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）
 - ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（体制等状況一覧表）
 - ③介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（処遇改善計画）を提出してください。
- 同加算の詳細、相談窓口については厚生労働省ホームページをご確認ください。
URL : <https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/>

1. 各種加算について

②業務継続計画未策定減算

- サービス種別によっては令和7年4月1日より同減算が適用される場合があります

問 165 業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようになるのか。

(答)

業務継続計画未策定減算の施行時期は下記表のとおり。

③	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月
---	---	--------

【参考】介護保険最新情報VOL.1225

2. 管理者の兼務について

基準上、管理者は常勤かつ管理業務に専従することが求められています。

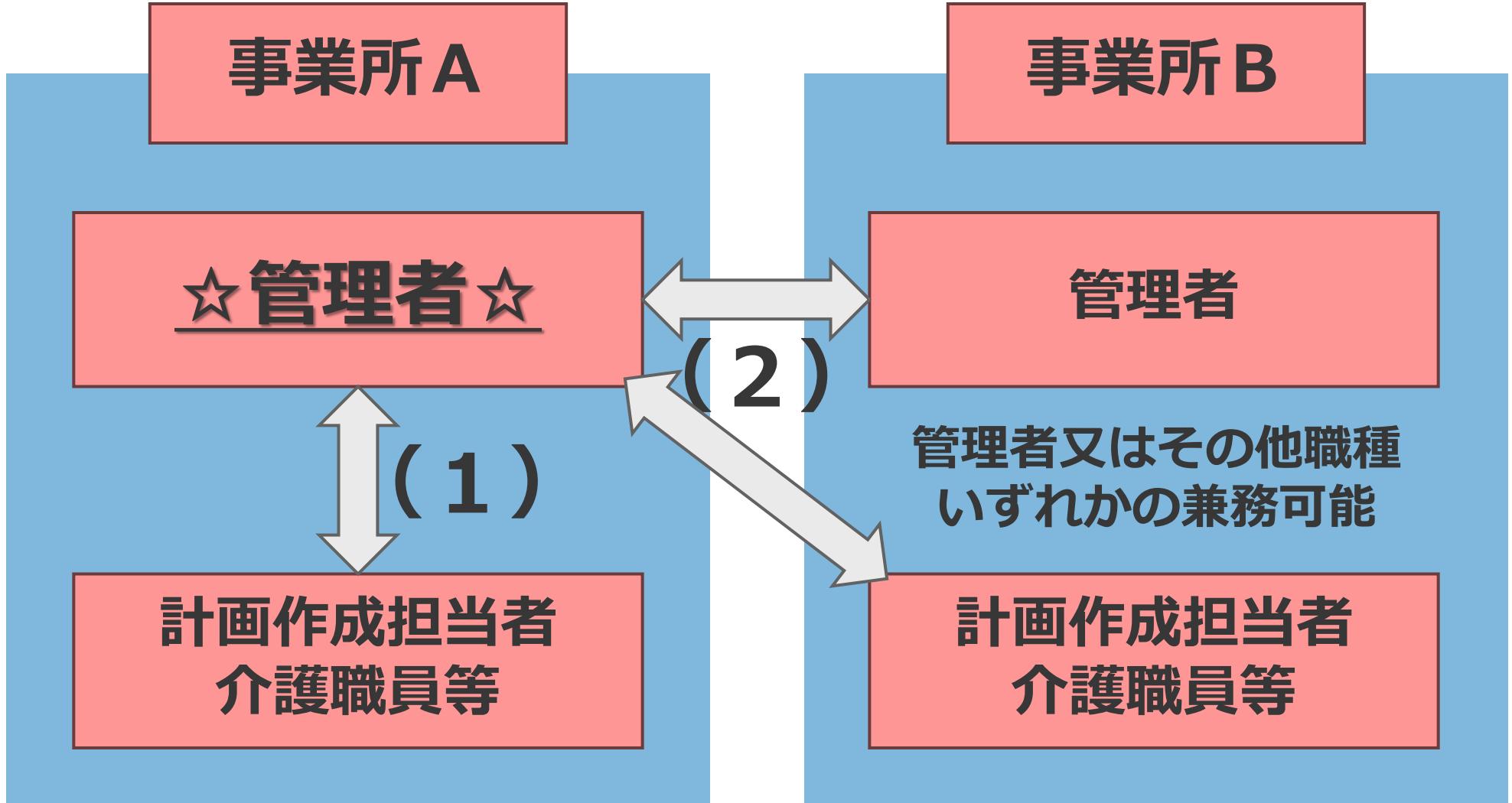
ただし、以下のいざれかの場合であって、当該事業所の管理業務に支障がない時は、他の職務を兼ねることができます。

(1) 当該事業所の従事者としての職務に従事する場合。

(2) 同一の事業者によって設置された他の事業所・施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合。

※ 「管理業務に支障がない」とは、
当該他の事業所・施設等に従事する時間帯も、当該事業所の職員及び業務の一元的な管理、指揮命令に支障が生じないことを指す。

2. 管理者の兼務について



3. 運営指導について

①運営指導について

中野区では「中野区介護保険施設等の指導監督基準※」を定め、この基準に基づき、運営指導を行います。

※別紙3又は下記URLの中野区ホームページをご確認ください。

<https://www.city.tokyonakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenkofukushi/kaigohoken/uneishido.html>

| 運営指導について

中野区では、介護保険法第23条、以下掲載の「中野区介護保険施設等の指導監督基準」及び「令和7年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針」に基づき、介護サービス事業者に対して運営指導を実施しています。

運営指導は、事業所の運営、人員、設備状況及び利用者記録の確認を行うことで、サービスの質の確保、利用者保護及び保険給付の適正化を図ることを目的としています。

[中野区介護保険施設等の指導監督基準 \(PDF形式: 253KB\)](#)

[介護保険施設の指導監督について \(厚生労働省\) \(PDF形式: 641KB\)](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針 \(厚生労働省\) \(PDF形式: 178KB\)](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について \(厚生労働省\) \(PDF形式: 237KB\)](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件 \(厚生労働省\) \(PDF形式: 2,032KB\)](#)

[介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について \(厚生労働省\) \(PDF形式: 227KB\)](#)

[令和7年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針 \(PDF形式: 596KB\)](#)

3. 運営指導について

②実施方針について

毎年度、指導監督基準とは別に指導の実施方針※を定め、その実施方針に基づき運営指導を実施しています。

※別紙4又は下記URLの中野区ホームページをご確認ください。

<https://www.city.tokyonakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenkofukushi/kaigohoken/uneishido.html>

| 運営指導について

中野区では、介護保険法第23条、以下掲載の「中野区介護保険施設等の指導監督基準」及び「令和7年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針」に基づき、介護サービス事業者に対して運営指導を実施しています。

運営指導は、事業所の運営、人員、設備状況及び利用者記録の確認を行うことで、サービスの質の確保、利用者保護及び保険給付の適正化を図ることを目的としています。

[中野区介護保険施設等の指導監督基準 \(PDF形式: 253KB\)](#)

[介護保険施設の指導監督について \(厚生労働省\) \(PDF形式: 641KB\)](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針 \(厚生労働省\) \(PDF形式: 178KB\)](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について \(厚生労働省\) \(PDF形式: 237KB\)](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件 \(厚生労働省\) \(PDF形式: 2,032KB\)](#)

[介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について \(厚生労働省\) \(PDF形式: 227KB\)](#)

[令和7年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針 \(PDF形式: 596KB\)](#)

3. 運営指導について

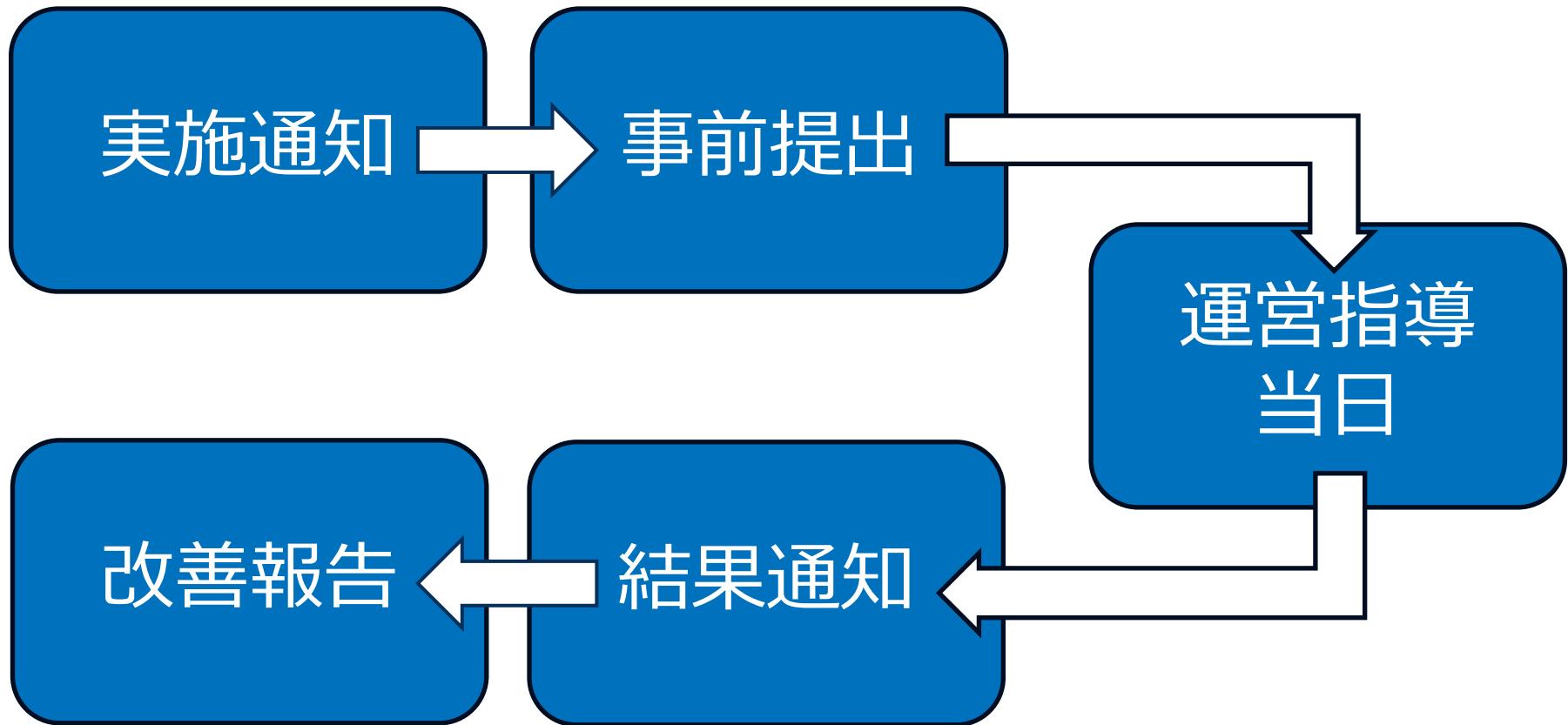
③基本方針について

運営指導

運営指導は、事業者等に対して、国指針に基づき、法及びその他の関係法令等で定める指定基準、調査等対象サービスの取り扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、事業者等の育成及び支援に主眼を置いて実施する。

3. 運営指導について

④運営指導の流れ



3. 運営指導について

④運営指導の流れについて

(1) 運営指導前

- 指導日の約1か月前に実施通知を送付します。

※通知を送付する前に事業所へ電話連絡し、日程等の事前調整を行います。

6. 準備すべき書類等
別紙「運営指導 準備書類一覧」参照

事前提出が必要な資料は、令和7年〇〇月〇〇日(〇)までに提出してください。

なお、実地にて行う場合の当日の提出資料について、Web会議システムを利用した運営指導の場合には、実施日の前開庁日〇〇日前までに介護保険課介護事業者係、(中野区役所3階4番窓口)に提出してください。資料の返却については、運営指導の実施時に説明します。

また、利用者記録確認対象者について、実地にて行う場合は当日に、Web会議システムを利用した運営指導の場合は実施日の数日前にお知らせします。

7. 当日のスケジュール等

9：30	挨拶・運営指導についての説明
9：40	事業所の設備及び備品等の確認
11：00	運営関係のヒアリング
11：30	利用者記録のヒアリング
12：20	講評
12：30	終了（最大16時まで延長又は日を改めて実施する可能性あり）

※Web会議システムを利用した運営指導の場合はスケジュールが変わるものあります。その際は改めてお知らせします。

8. 運営指導上の留意点
運営指導の実施にあたっては、感染症対策等を徹底したうえで実施します。

9. 問合せ及び提出先
〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 3階4番窓口
中野区 地域支えあい推進部 介護保険課 介護事業者係
TEL 03-3228-8878
メールアドレス: kaijoujigousya@city.tokyo-nanako.lg.jp
(↑フル)

※実施通知（見本）

3. 運営指導について

④運営指導の流れについて

(2) 運営指導当日

- 指導時間は以下のとおりです。

○居宅サービス：9：30～12：30（目標）

○施設・居住系サービス：9：30～16:00（目標）

※指導・確認項目が多い場合、実施時間の延長又は日を改めて運営指導を行う可能性もあります。

- 原則、区の職員3名以上で指導班を編成し、指導を行います。

※サービス種別・事業者の状況等に応じて、指導の一部を委託している事務受託法人の職員が同行する場合があります。

- 運営関係の資料や利用者記録を確認し、ヒアリングを行った後に指導結果をまとめ、評価点及び改善点について講評を行います。

3. 運営指導について

④運営指導の流れについて

(3) 運営指導後

- 指導日から概ね1か月後までに結果通知書を送付します。
- 改善を要する事項がある事業者に対して、改善報告書の提出を求めます。
※報告期限は結果通知書通知日より1か月以内です。
- 介護報酬の返還を要する場合、自己点検及び過誤一覧の提出を求めます。
※報告期限は結果通知書通知日より1か月以内です。

4. 運営指導における主な指摘事項について

【根拠法令】

- 中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（密着条例）
- 中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（密着解釈）

4. 運営指導における主な指摘事項について

①内容及び手続の説明及び同意について

根拠法令	<ul style="list-style-type: none">●密着条例 第128条（第9条第1項準用） 第108条（第9条第1項準用） 第202条（第9条第1項準用）
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">●重要事項説明書を利用者又はその家族に説明・同意・交付したことが記録から確認できなかった。
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none">●重要事項説明書を説明・同意・交付した際は、以下のいずれかの方法によって記録してください。<ol style="list-style-type: none">1. 介護記録等に記載する。2. 重要事項説明書にあらかじめ、説明・同意・交付について記載する。 <p>※交付の記録漏れが多く確認されました。</p>

4. 運営指導における主な指摘事項について

②入居時の確認について（認知症対応型共同生活介護）

根拠法令	<ul style="list-style-type: none">●密着条例 第114条
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">●利用者が認知症であることを医師が診断していることが記録から確認できないものがあった。●入居に際して利用者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握していることが、記録から確認できないものがあった。
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none">●入居に際して（入居前に）主治の医師の診断書等により、認知症である者であることを確認してください。●少人数による共同生活を営むことが可能であることを確認するため、利用者の心身の状況等の把握に努め、記録を残してください。

4. 運営指導における主な指摘事項について

③サービス提供の記録について（認知症対応型共同生活介護）

根拠法令	<ul style="list-style-type: none">●密着条例 第115条
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">●利用者の被保険者証に、共同生活住居の名称、入居年月日を記載していないものがあった。●サービス提供の記録がないものがあり、実際のサービス内容等を確認できなかった。
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none">●他のサービス事業者が、利用者が指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けていることを確認できるよう、被保険者証へ記載してください。●食事や入浴等の具体的なサービス内容や利用者の状況等を記録してください。

4. 運営指導における主な指摘事項について

④サービス提供の記録について((看護)小規模多機能型居宅介護)

根拠法令	<ul style="list-style-type: none">●密着条例 第108条（第20条準用） 第202条（第20条準用）
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">●目標を達成するための具体的なサービスの内容及び日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の心身の状況等の記録が足りなかった。●訪問サービス及び送迎の記録が作成されていないケースがあった。
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none">●サービス提供の記録は、提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況、その他必要な事項を記載してください。●訪問サービスについては開始・終了時間、サービス提供内容及び利用者の心身の状況を記載してください。 また、送迎記録については利用者の迎え・送り時間及び事業所の出発・到着時間を記載してください。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑤ – 1 認知症対応型共同生活介護計画の作成について

根拠法令	<ul style="list-style-type: none">●密着条例 第117条、第118条、第120条
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">●計画作成時、利用者的心身の状況等について把握していないものがあった。●計画を利用者に交付していないものがあった。●計画に趣味等に関する記載がなく、利用者が趣味等に応じた活動を行うことができるよう支援していることが確認できないものがあった。
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none">●アセスメントにて把握した利用者的心身の状況を踏まえて計画を作成してください。●計画を必ず利用者に交付してください。交付したことを交付日も含めて支援経過記録等に忘れずに記録してください。●計画の作成にあたり地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの趣味又は嗜好に応じた活動の確保に努めてください。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑤ – 2居宅サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画の作成

根拠法令	<ul style="list-style-type: none">●密着条例 第93条、第96条（第93条準用） 第199条、第203条（第93条準用）
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">●個別計画の作成にあたり、他の従業者と協議していることが記録から確認できなかった。●個別計画に係るアセスメント及びモニタリングを実施していることが記録から確認できなかった。
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none">●小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、他の従業者と協議したことを記録し、活動及び目標を達成するための具体的な内容等の計画を作成してください。●居宅介護計画と個別計画のアセスメント・モニタリングを兼ねて行った場合であっても、それぞれの計画に対するアセスメント・モニタリングを行ったことが分かる記録を残してください。前回の計画から利用者の状況等に変化がない場合においても、アセスメント・モニタリングを実施することが必要です。

4. 運営指導における主な指摘事項について

※⑤－1のアセスメントについて、認知症対応型共同生活介護では明確な基準が定められていませんが、中野区では居宅介護支援同様「課題分析標準項目」に沿って実施することを望ましいとしています。

※⑤－2のアセスメントについて、（看護）小規模多機能型居宅介護の居宅サービス計画は「課題分析標準項目」に沿って実施することが必要です。

★個別計画の作成に当たっては、居宅サービス計画作成時のアセスメントで得た情報とともに、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たり、具体的サービスの必要性も併せて把握してください。

★個別計画の署名・押印に代えて、支援経過記録等に「いつ、誰に、説明・同意・交付」を記録することも認めています。

なお、「課題分析標準項目」は、令和5年10月に文言の適正化や記載の充実を図るため改正されました。詳しくは「介護保険最新情報vol. 1178」と「介護保険最新情報vol. 1179」をご確認ください。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑥受給資格等の確認について

根拠法令	<ul style="list-style-type: none">●密着条例 第128条（第12条準用） 第108条（第12条準用） 第202条（第12条準用）
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">●利用者の提示する被保険者証により利用者の受給資格を確認していなかった。
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none">●サービス提供前に受給資格を確認し、確認したことを記録してください。

⑦勤務体制の確保について（認知症対応型共同生活介護）

根拠法令	<ul style="list-style-type: none">●密着条例 第123条
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">●管理者、計画作成担当者としての職務を雇用契約書などで明確にしていなかった。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑧秘密保持等について

根拠法令	<ul style="list-style-type: none">●密着条例 第128条（第35条準用） 第108条（第35条準用） 第202条（第35条準用）
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">●個人情報の利用について、利用者家族から同意を得ていなかった。
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none">●家族の個人情報を利用する場合は、家族（複数いる場合は代表可）からの同意を得てください。●遠方にいる場合でも、郵送等でのやり取りにより同意を得てください。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑨地域との連携について

根拠法令

- 密着条例 第128条（第59条17第1項～第4項準用）
第108条（第59条17準用）
第202条（第59条17準用）

指摘事項

- 運営推進会議の結果について、公表していなかった。

確認
ポイント

- 事業所内での掲示やホームページへ掲載する等の方法により公表してください。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑩事故発生時の対応について

根拠法令

- 密着条例 第128条（第40条準用）
第108条（第40条準用）
第202条（第40条準用）

指摘事項

- 中野区への報告を要する事故について、事故報告書を提出していないものがあった。

確認
ポイント

- 「中野区介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」を確認し、事故報告書の提出の有無を確認してください。

※提出方法等についてはp.59「8. 事故報告について」をご参照ください。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑪介護職員等処遇改善加算について

根拠法令

介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示

指摘事項

- 新加算に係る賃金改善について、職員に周知していることが確認できなかつた。

確認 ポイント

- 賃金改善を行う方法等については、処遇改善計画書を用いて周知してください。
- 就業規則等の内容についても周知してください。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑫居室の窓ガラス飛散防止対策について(認知症対応型共同生活介護)

根拠法令

密着条例 第113条第2項

指摘事項

- 居室の窓ガラスに飛散防止の対策が取られていない窓があった。
- 災害発生時の利用者の安全を確保するため、特に利用者の居室の窓ガラスには飛散防止フィルムを張り付ける等の災害対策を講じてください。

確認
ポイント

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑬設備・備品について

●事務室及び相談室について

- 個人記録を施錠できるキャビネット等で管理しているか。
- 鍵の管理は適切か。
- 個人情報を外から見える状態で保管していないか。
- 相談者のプライバシーを保護しているか。

●居室

- 家具等の震災対策は適切に行っているか。（棚の転倒防止等・利用者個人の所有物を除く）
- カーテン等は防炎製品を使用しているか。
- 窓ガラスの飛散防止対策を適切に行っているか。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑬設備・備品について

●居間・食堂

○家具等への震災対策は適切に行っているか。

(棚、テレビ等の転倒防止、食器棚等の扉の開帳防止、キャスター付家具のストッパー等)

○頭より高い位置で硬いものや重いものを保管していないか。

○ガラスの飛散防止対策は適切に行っているか。また、装飾品等に割れやすいものを使用していないか。

○カーテン等は防炎製品を使用しているか。

○危険物を利用者の目や手が届く場所に放置していないか。

(洗剤、刃物、先の尖ったもの、口に入れる危険のあるもの(ビーズ等)等)

○二重画鋲を使用していないか。(だるまピン等、落ちた時に針が上を向かないものはOK)

○動線上に電気コード等の障害物はないか。

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑬設備・備品について

●洗面所

○タオル、ブラシ等の衛生品を共用にしていないか。（ペーパータオルの使用等）

○コップや歯ブラシの保管は適切か。（他者の物と触れ合ったりしていないか）

●台所

○食器棚等に転倒防止、開帳防止、ガラス飛散防止等の安全対策をしているか。

○頭より高い位置で硬いものや重いものを保管していないか。

○包丁やハサミ等の危険物の管理は適切か。

○衛生管理は適切か。（清掃状況の確認、冷蔵庫内の食品の賞味期限の管理等）

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑬設備・備品について

●浴室・脱衣所・洗濯室

○洗剤やカミソリ等の危険物の保管は適切か。（利用者の目の届く場所に置いていないか）

○家具等への震災対策は適切に行っているか。（棚の転倒防止、扉の開帳防止等）

○頭より高い位置で硬いものや重いものを保管していないか。

○ヘアブラシやカミソリ等の衛生品を共用にしていないか。（都度、消毒等ができるれば可）

○入浴用タオル等の保管は適切か。（湿気の高い場所では、カビ発生等のおそれがある）

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑬設備・備品について

● トイレ

- 洗剤、掃除用具等の危険物の保管は適切か。（利用者の目の届く場所に置いていないか）
- 頭より高い位置で硬いものや重いものを保管していないか。
- 手拭きタオルを共用にしていないか。（ペーパータオルの使用）
- おむつや排泄管理表等を見る状態で保管していないか。（プライバシー、羞恥心への配慮）

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑬設備・備品について

- その他（事業所全体、玄関、廊下等）
- 避難経路を適切に確保しているか（家具などで経路をふさいでいないか）
- 感染症への対応準備を行っているか（手袋、マスク、エプロン等の用意があるか）
- 事業所全体の清掃状況は適切か
- 事業所全体の温度・湿度管理は適切か
- 非常災害時用の備蓄品を用意しているか
- 事業所全体の、震災発生時の対策は適切か

4. 運営指導における主な指摘事項について

⑬設備・備品について

●掲示物について

- 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、相談者が利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示又は利用者等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けているか。
- 苦情を処理するために講じる措置の概要について記載した文書を、事業所に掲示又は利用者等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けているか。

※下記URLから、運営指導で使用する指摘事項票を閲覧できます。

URL : <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/uneishido.html>

5. 事業所の指定に係る届出等について

①指定に係る必要な書類

下記URLよりご確認ください。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/jigyosyo-shitei.html#teisytu>

中野区ホームページにある「Google 提供」の検索ボックス、または「目的別検索 > ページID検索」に「877742477」と入力することでも閲覧可能です。

The screenshot shows the official website of Nakano City. At the top left is the city logo with the text "中野区 NAKANO CITY". To its right is a search bar with the placeholder "Google 提供" and a magnifying glass icon. Above the search bar are links for "音声読み上げ・文字拡大", "Multilingual", and "やさしいにほんご". Below the search bar are two buttons: "防災・安全情報" and "休日・救急診療". On the far right is a blue button labeled "目的別検索" with a magnifying glass icon. The main navigation menu below the search bar includes categories: "子育て・教育", "くらし・手続き" (which is highlighted in blue), "健康・福祉", "まちづくり", and "区政情報". A breadcrumb trail at the bottom left indicates the page path: "トップページ > くらし・手続き > 申請書ダウンロード > 健康・福祉 > 介護保険サービス > 介護サービス事業所の指定申請・更新・変更・加算等に係る届出について".

トップページ > くらし・手続き > 申請書ダウンロード > 健康・福祉 > 介護保険サービス >
介護サービス事業所の指定申請・更新・変更・加算等に係る届出について

ページID : 877742477

介護サービス事業所の指定申請・更新・変更・加算等に係る届出について

5. 事業所の指定に係る届出等について

②申請書類等の提出書類について

- 原則、電子申請届出システムによる提出が必要です。
※難しい場合は従来どおり、メール、郵送又は窓口持参も可としています（FAX不可）。

③各種届出について

(1) 指定更新

- 指定有効期限日の1か月前までに更新申請書と必要添付書類を提出してください。

(2) 変更届

- 変更日から10日以内に変更届と必要添付書類を提出してください。

5. 事業所の指定に係る届出等について

③各種届出について

(2) – 2 事業所所在地を変更する場合

- 事業所所在地が変更される場合、区職員が**変更前に**新事業所の設備及び備品の確認を行います。
- **移転前に**区へ相談が必要です。
- 区外へ移転する場合、中野区へ廃止届を、移転先の区市町村へ指定申請書を提出してください。
- 指定申請については、移転先の区市町村へとご相談ください。

5. 事業所の指定に係る届出等について

③各種届出について

(3) 加算の届出

- 体制要件のある加算を開始・変更・終了する場合、以下の書類を提出してください。
 - 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）」
 - 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（体制一覧表）」
 - 各種加算の必要添付書類
- 提出期限は算定開始月の前月15日となります。
※認知症対応型共同生活介護は算定開始月の1日。
- 「介護職員等処遇改善加算（上段）」と「ADL維持等加算（下段）」は、以下のURLをご確認ください。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/kaigosyokuinsyogu.html>

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/adlji.html>

5. 事業所の指定に係る届出等について

③各種届出について

(4) 廃止・休止・再開届

- 廃止・休止届は予定日の1か月前までに提出してください。

※廃止・休止に当たり、利用者を他事業所へ移行する場合、
「移行先リスト」を併せて提出してください。

- 再開届は再開日から10日以内に提出してください。

※再開する場合、その月の「勤務形態一覧表」を、さらに休止
前と現況に変更がある場合、変更届を提出してください

④指定申請書等の標準化について

- 中野区では申請書・その他添付書類様式を国の示す標準様式に
合わせています。詳しくは以下のURLから厚生労働省ホーム
ページをご確認ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

5. 事業所の指定に係る届出等について

⑤業務管理体制に係る届出について

区分	届出先
1 事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
2 事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
3 事業所が同一指定都市内に所在する事業者	指定都市の長
4 事業所が同一中核市内に所在する事業者	中核市の長
5 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
6 1～5以外の事業者	都道府県知事

対象の事業者	届出事項
全ての事業者	<input type="radio"/> 事業者の名称 <input type="radio"/> 事業者の主たる事務所の所在地 <input type="radio"/> 事業者の代表者の氏名、生年月日、住所及び氏名 <input type="radio"/> 法令順守責任者の氏名及び生年月日
事業所数が20以上の事業者	業務が法令に適合することを確保するための規定の概要
事業所数が100以上の事業者	業務執行の状況の監査の方法の概要

5. 事業所の指定に係る届出等について

⑤業務管理体制に係る届出について

- 中野区ホームページ

「業務管理体制の整備に係る届出」

URL : <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenkofukushi/kaigohoken/gyomukanritaisei.html>

- 業務管理体制の整備に関する届出システム

URL : <https://www.kaigo-gk.mhlw.go.jp/laecomea/cmns01l/cmns01l1/init.do>

6. 電子申請届出システムについて

①電子申請届出システムの概要

- 電子申請届出システムは、介護分野の文書負担軽減を目的としたシステムです。
- 詳細は以下の厚生労働省ホームページをご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

②中野区での電子申請届出システムによる申請受付について

- 中野区では令和6年10月1日から電子申請届出システムによる申請受付を開始しています。
- 利用方法の詳細は、中野区ホームページをご確認ください。
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kenko_hukushi/kourei/kaigohoken/kaigoservice/denshishinsei.html
- 同システムによる提出が原則ですが、難しい場合は従来通り、メール、郵送又は窓口持参での提出も可とします。

6. 電子申請届出システムについて

③受付可能な申請・届出の種類

- 新規指定申請書（要事前相談）
 - 指定更新申請書
 - 変更届
 - 加算届
 - 廃止・休止届
 - 再開届
 - 指定辞退届
-
- 各種様式については、以下の中野区ホームページをご確認ください。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/jigyosyo-shitei.html>

6. 電子申請届出システムについて

④電子申請届出システム利用に当たっての事前準備

(1) GビズIDの取得

- 電子申請届出システムには「GビズID」でログインします。
- 以下のリンクから取得が可能です。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※取得には申請から2週間～1ヶ月ほどかかります。

GビズID

ホーム

手続きガイド

サポート

アカウント作成

行政サービス一覧

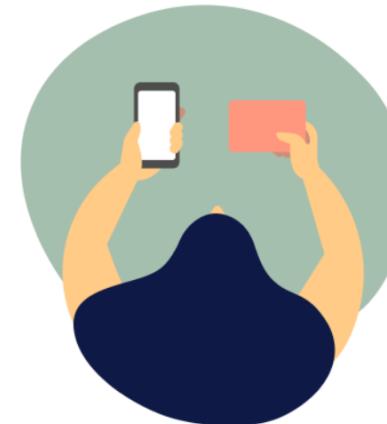
ログイン

GビズIDで行政サービスへの
ログインをかんたんに

GビズIDは、1つのID・パスワードで
様々な行政サービスにログインできるサービスです。

GビズIDアカウントの作成をはじめる

GビズIDについて詳しくはこちラ



6. 電子申請届出システムについて

④電子申請届出システム利用に当たっての事前準備

(2) 登記情報提供サービス

- 登記事項証明書を電子で提出できるサービスです。

- 使用は必須ではありませんが、使用する場合は以下のリンク先をご確認ください。

<https://www1.touki.or.jp/use/index.html>

- 同サービスを利用しない場合は、以下の方法により登記事項証明書を提出してください。

1. 登記事項証明書をPDFデータにして、電子申請届出システムで提出する。
2. その後、原本（紙媒体）を郵送する。

6. 電子申請届出システムについて

⑤ログイン画面及び操作マニュアル

- 以下のリンク先からログイン可能です。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- 操作方法は以下の動画をご確認ください。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCI_5MM5

- 操作マニュアルは以下の中野区ホームページをご確認ください。

https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kenko_hukushi/kourei//kaigoservice/denshishinsei.html

| 4. ログイン画面及び操作マニュアル

「電子申請届出システム」を活用した指定申請等に係る申請届出等は、下記リンクより行ってください。

[電子申請届出システム ログイン画面（外部サイト）](#)

また、本システムの操作方法については、以下に記載している資料をご参照ください。

【参考資料】

[【電子申請届出システム】 介護事業所向け操作ガイド（PDF形式：10,097KB）](#)

[【電子申請届出システム】 操作マニュアル（介護事業所向け） 詳細版（PDF形式：9,618KB）](#)

7. 区に寄せられた苦情・相談等について

①令和6年度の苦情・相談等の状況

●サービス種類ごとの件数

居宅介護支援	訪問介護	訪問看護	特別養護老人ホーム	その他	合計
11件	4件	0件	1件	59件	75件

●苦情内容ごとの件数

サービスの質	従業者の態度	管理者等の対応	説明・情報不足	利用者負担	その他	合計
4件	7件	6件	5件	0件	53件	75件

7. 区に寄せられた苦情・相談等について

②苦情・相談事例

区に寄せられた苦情・相談等を共有します。

ケース	各種書類への署名について
相談者	利用者家族
相談内容	<ul style="list-style-type: none">○事業者の訪問時色々な書類にサインをしたが、後から見返すと内容が全く分からぬ。○きちんとした説明もなくサインだけを求めていいのか。
確認ポイント	<ul style="list-style-type: none">○ケアプランや個別計画書は、計画の内容について、利用者又はその家族に丁寧な説明をして同意を得てください。

7. 区に寄せられた苦情・相談等について

②苦情・相談事例

ケース	自転車や送迎車の駐輪・駐停車について
相談者	近隣住民
相談内容	<ul style="list-style-type: none">○駐輪・駐停車によって歩行の妨げや、歩行者が危険な状態となっている。○注意したことで職員と言い合いになった。
確認ポイント	<ul style="list-style-type: none">○駐輪場等がない場所、道幅が狭い場所への訪問時や送迎時の駐輪・駐停車時は交通ルールを守ってください。○区民等から苦情を受け付けた場合は適切に説明し、近隣住民と良好な関係を保つことができるよう、細心の注意を払ってください。

7. 区に寄せられた苦情・相談等について

②苦情・相談事例

ケース	車両での移動について
相談者	近隣住民
相談内容	<ul style="list-style-type: none">○送迎車が狭い道路をスピードを出して走行してきましたため、歩行者にぶつかりそうになった。○一時停止を怠った自転車が歩行者と接触した。お互いケガはなかったが自転車に介護事業所の名前が書かれていた。
確認ポイント	<ul style="list-style-type: none">○送迎車には高齢者が乗車していることを意識し、歩行者にも注意して運転してください。○自転車も車両であることを再確認し、交通ルールを守ってください。

7. 区に寄せられた苦情・相談等について

②苦情・相談事例

ケース	職員の喫煙について
相談者	近隣住民
相談内容	<ul style="list-style-type: none">○事業所の職員が路上喫煙をしていた。○たばこの煙が近隣の住宅に流れ込んでくる。○道路の側溝に吸殻を投げ捨てていた。
確認ポイント	<ul style="list-style-type: none">○たばこの煙の匂いなどによる近隣住民とのトラブルを避けるためにも、喫煙所内での喫煙に努めてください。○喫煙場所や吸殻については、関係法令に従つて適切な場所での喫煙・吸殻の処理をするよう、細心の注意を払ってください。

7. 区に寄せられた苦情・相談等について

③契約解除におけるトラブルについて

事業者が必要な手続きを踏まずに一方的に契約を解除した場合や事業者が提示した契約解除事由に利用者又はその家族が納得できないことによる苦情が区に寄せられます。

【留意点①】

- 介護保険サービスにおいては、法令により事業者が正当な理由なくサービス提供を拒んではならないとされている。
- 事業者は原則として利用申込に応じなければならない。
- 利用者又は家族の背信行為によりサービス継続が困難な場合でも、契約解除を回避するように努める必要がある。
- 正当な理由により、やむを得ず契約を解除しなければならない場合は、契約書の掲載事項に則した対応をする。

7. 区に寄せられた苦情・相談等について

③契約解除におけるトラブルについて

【留意点②】

- 契約解除事由・解除手続きについて利用者又は家族に説明し、同意を得る。
- 契約書又は重要事項説明書で定めた、一定の予告期間等の手続きを遵守する。
- 関連事業所と連携し、他の事業者を紹介するなど利用者へのサービス提供が滞らないようにする。

【参考資料】

- 別紙5 「平成27年度 東京都における介護保険サービスの苦情相談白書」
- 別紙6 「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」
- ※どちらも一部抜粋

8. 事故報告について

①事故報告の取扱い

(1) 事故報告の具体的な取扱いについて

事故発生時の報告方法・報告が必要な事故の範囲等については、中野区公式ホームページから「介護サービス提供時に事故が発生した場合の報告について」及び「中野区介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」をご確認ください。

| 内容

介護サービス提供中に事故が発生した場合は適切な対応を行い、速やかに報告してください。

事故報告の際には、報告方法及び報告が必要な事故の範囲（報告を要しない事例も含む）等の詳しい内容を示した以下の書類をご参照ください。

「介護サービス提供時に事故が発生した場合の報告について」 (PDF形式 : 617KB)

「介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」 (PDF形式 : 90KB)

H P : 介護保険事業者等における事故発生時の報告

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/jikohasseiji.html>

8. 事故報告について

①事故報告の取扱い

(2) 事故報告書の様式について

事故発生時の報告には、中野区ホームページに掲載されている様式を使用してください。

ページID：659242159

介護保険事業者等における事故発生時の報告

様式

事故発生時の報告には以下の様式を使用してください。

[「事故報告書」（エクセル：72KB）](#)

※「介護保険最新情報Vol.1332」により、事故報告書様式が新しい様式に変更になりました。事故情報の収集・分析に使用するため、最新の様式を使用してください。

※事故報告書はPDFに変換せず、Excelファイルのまま提出してください。

8. 事故報告について

①事故報告の取扱い

(3) 感染症の報告について

令和5年5月8日以降の感染症等の取扱いは以下のとおりです。

【提出が必要なもの】

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第12条」に基づく指定感染症（1類～5類（5類の定点把握感染症を除く））」

- 食中毒

- 疥癬

※事故報告書の提出に当たっては、保健所へ相談し、その指示及び対応状況を記入してください。

【提出が不要なもの】

- 新型コロナウイルス感染症（5類の定点把握感染症）

8. 事故報告について

①事故報告の取扱い

(4) 厚生労働省が定める基準に基づく事故報告以外の報告について「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に基づき、以下の場合は迅速に区・保健所へ連絡する必要があります。区への報告は事故報告書の様式を使用してください。

- ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらと疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。
- イ. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらと疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

※新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザも含みます。

8. 事故報告について

②報告方法

- 原則、Excelファイルの事故報告書を電子メールで提出してください。
- 第1報は事故発生時から遅くとも5日以内に提出してください。
- 緊急を要するものについては、仮報告を電話で行い、直ちに事故報告書の第1報を提出してください。
※緊急を要するものの例
 - ・感染症が拡大している
 - ・法令違反や著しい非行行為（虐待）
 - ・その他、施設や事業所運営に関わる重大な事故
- 対象者が複数いる場合は、「氏名」「年齢」「被保険者番号」「被害状況」などの必要項目を記載した一覧表を添付することで、一括で報告することができます。

8. 事故報告について

②報告方法

- 事故が長期化する場合、追加で経過報告を提出する必用があります。

※報告書上部に報数（第2報、第3報…）を記載してください。

事故報告書（事業者→中野区）

(別紙)

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること

※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

第1報

第 ___ 報

最終報告

提出日： 年 月 日

1 事故 状況	事故状況の程度	受診(外来・往診)、自施設で応急処置							□ 入院	□ 死亡	□ その他 ()
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日			
2 事 業 所 の	法人名										
	事業所(施設)名								事業所番号		
	サービス種別										

8. 事故報告について

②報告方法

- 事故対応が終了した時点で、最終報告を提出してください。
※第1報時点で事故処理が終了している場合は、「第1報兼最終報告」として報告が可能です。

事故報告書 (事業者→中野区)

(別紙)

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること

※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

	<input type="checkbox"/> 第1報	<input type="checkbox"/> 第_____報	<input checked="" type="checkbox"/> 最終報告					提出日： 年 月 日		
1 事故 状況	事故状況の程度	受診(外来・往診)、自施設で応急処置						<input type="checkbox"/> 入院	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> その他 ()
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年	月	日				
2 事 業 所 の	法人名									
	事業所(施設)名							事業所番号		
	サービス種別									

8. 事故報告について

③報告を要しない事例

以下の事例に該当する場合、事故報告書の提出は不要です。

- 利用者が身体的被害を受けた場合において、医療機関を受診することがなく、軽微な治療のみで対応した場合
- 利用者が身体的被害を受け、医療機関を受診した場合において、診察又は検査のみで、治療を伴わない場合
- 老衰など事業者、利用者及び第三者の責に帰さない原因で死亡した場合
- その他、被害又は影響が極めて軽微な場合

8. 事故報告について

④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	充電中のバッテリーの発火について
事例	<ul style="list-style-type: none">○掃除機のバッテリー（リチウムイオン電池）充電中に発火した。○バッテリーが純正品ではなかった。
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none">○火災報知器の発報により、職員による発火場所の発見・初期消火の実施、利用者の安否確認・避難誘導が行われたため、けが人が出ませんでした。○改めて使用しているバッテリー製品の見直しや点検に努めてください。○避難訓練を定期的に実施し、職員の連携・利用者の安全確保に努めてください。

8. 事故報告について

④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	落薬・誤投薬について
事例	<ul style="list-style-type: none">○利用者への服薬ミス○他利用者への誤投薬○記録漏れによる二重投薬
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none">○個々の既往歴・病歴により重大な事故に発展する可能性があります。○薬の保管方法・投薬時の確認方法等を今一度見直し、未然防止に努めてください。○事故発生時は自己判断せず、医師・看護師に報告し指示を仰いでください。

8. 事故報告について

④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	転倒事故について
事例	<ul style="list-style-type: none">○トイレへの移動時の転倒○介助中に「待っててください」と声をかけ、そばを離れた際の転倒
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none">○利用者本人も一人で立ち上がり・歩行ができると考えがちです。○介助前に利用者が動いてしまい、転倒に至る事案が多いです。○利用者の動きを見ながら声掛けなどを行い、細心の注意を払って介助をしてください。

8. 事故報告について

④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	原因不明なあざやケガについて
事例	<ul style="list-style-type: none">○要介護度が高く、 A D L の低下により、自発動作の少ない利用者の原因不明のあざやケガ○拘縮の見られる利用者の原因不明のあざやケガ○認知症を患った利用者が、痛みを訴えているにも関わらず長期間骨折を放置されていた。
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none">○骨粗鬆症により骨折しやすくなっているケースがあります。○個々の介助方法の再確認等、細心の注意を払ってください。○長期的に痛みを訴える利用者に注意してください。○虐待が疑われる場合は速やかに区に通報してください。

8. 事故報告について

④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	個人情報の紛失、漏洩について
事例	<ul style="list-style-type: none">○利用者へ渡した書類に、他の利用者から預かった書類が混入していた○個人情報が記載された郵便物を誤発送した。
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none">○個人情報の管理・持ち出し等の規程を今一度見直してください。○個人情報を含む書類の発送時は、封入した個人情報・宛先等に誤りがないか、ダブルチェックを行うなど、細心の注意を払ってください。

8. 事故報告について

④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	徘徊・離設について
事例	<ul style="list-style-type: none">○職員が目を離した時に、利用者が行方不明になる。○施設から離設して、警察に保護される。
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none">○すぐに発見されるものもあれば、翌日まで発見されないものもあります。○場合によっては、利用者の健康状態に影響を及ぼすこともあります。○普段から離設防止に努め、細心の注意を払ってください。

8. 事故報告について

④報告事例

中野区へ提出された事故報告の事例を共有します。

ケース	金品や私物の紛失について
事例	<ul style="list-style-type: none">○利用者・職員の私物・金銭が紛失し、見つからない。
確認 ポイント	<ul style="list-style-type: none">○事を荒げたくない、などの意向により、警察への通報を望まない方もいます。○利用者は「誰かが盗んだ」という不信感を持ち続けています。○警察への通報が遅れると、証拠が無くなってしまい、事実が分からなくなってしまいます。○客観的に見て盗難が疑われる場合は、警察への通報を勧めてください。

8. 事故報告について

⑤よくある問合せ（FAQ）

Q 1. 誤薬があった場合の事故報告書の提出は必要か。

A 1. 必要です。

Q 2. 落薬があった場合の事故報告書の提出は必要か。

A 2. 落薬により服薬が確認できない場合は必要です。

Q 3. 入浴時、身体に痣を確認した。事故報告書の提出は必要か。

A 3. 「③報告を要しない事例」に該当する場合でも、原因が特定できないケガや痣の場合は事故報告書の提出が必要です。

Q 4. 個人情報の漏洩、紛失時、事故報告書の提出は必要か。

A 4. 職員、利用者又は第三者の故意、過失による行為及びそれらが疑われる場合は必要です。

8. 事故報告について

⑥介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドラインについて

令和6年度老人保健健康増進等事業において「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」が作成されました。

本ガイドラインは介護保険施設サービスを主な対象としていますが、居宅サービス等の安全管理に関する内容も盛り込まれています。詳しくは介護保険最新情報Vol.1436をご確認ください。



参考

介護現場におけるリスクマネジメント
について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/kaigo_jiko.html

9. けあプロ・n a v i 、ケア俱楽部について

①サイト概要

【けあプロ・n a v i】

- 区内の介護事業所・通いの場を誰でも検索・閲覧できる、区民向けの介護事業所検索サイトです。

The screenshot displays the keaburo-navi website's search interface. It features two main horizontal navigation bars at the top:

- Top Bar:** Contains icons for "Home" (green house), "介護" (blue person icon), and "通いの場" (green people icon).
- Bottom Bar:** Contains icons for "介護トップ" (orange box), "ホーム" (green house), and "通いの場トップ" (orange box).

Below these bars are two main search sections, each enclosed in a red box:

- 介護 (Elderly Care) Section:** Features a "事業所検索" (Facility Search) section with links to "地図・住所から探す" (Search by Map/Address), "事業所名から探す" (Search by Facility Name), and "サービスから探す" (Search by Service). It also includes a "相談" (Consultation) section with links to "介護相談窓口" (Care Consultation Counter) and "ケアマネ検索" (Care Manager Search), and a "受け入れ情報" (Acceptance Information) section with a link to "空き情報から探す" (Search by Vacancy Information).
- 通いの場 (Day Care Center) Section:** Features a "通いの場検索" (Day Care Center Search) section with links to "地図・住所から探す" (Search by Map/Address), "団体名から探す" (Search by Organization Name), and "サービス種別から探す" (Search by Service Type).

9. けあプロ・n a v i 、ケア俱楽部について

①サイト概要

【けあプロ・n a v i】

- 「事業所名」「地域」「サービス名」などから検索できます。
- 事業所の空き情報も簡単に閲覧可能です。



This screenshot shows the search functionality for both 'Care' and 'Care Club' sections. The 'Care' section includes a 'Business Search' box with options to search by map/address, facility name, or service. The 'Care Club' section includes a 'Reception Information' box with an option to search by availability.

This screenshot provides a detailed view of the 'Care Club' search interface. It includes a 'Care Club Search' box with options to search by map/address, organization name, or service type. The bottom of the page displays footer information for Nakano City, Health Insurance Bureau, and Care Service Providers.

9. けあプロ・navi、ケア俱楽部について

①サイト概要 【ケア俱楽部】

- 中野区からのお知らせやアンケート等を閲覧することができる区内介護事業所向けの情報提供サイトです。

The screenshot displays the 'Information & News' section and various management tools available on the Kea Pro navi Care Club website.

Information & News Section:

- Top navigation bar: ホーム, お知らせ, 報告板, 関係者専用検索, 活動記録.
- Sub-navigation bar: ホーム, お知らせ, 報告板, 関係者専用検索, 活動記録.
- Section title: お知らせ・情報
- Text: タブ内の数字は、過去1ヶ月分の未読のお知らせの数を表しています。
- List of news items:
 - 中野区のお知らせ (6件)
 - 厚生労働省 (11件)
 - 都道府県 (14件)
 - 老人福祉施設協議会 (10件)
 - シルバー新報 (24件)
- Message from the Social Insurance Agency: 「申請する場合は回答必須（10/31まで）】令和7年度介護福祉士受験手数料助成金の需要量調査の実施について」 (未読, 2025年10月06日)
- Message from the Social Insurance Agency: 「重要】【11月4日締切】「令和7年度東京都認知症対応型サービス事業開設者研修」申込のお知らせ」 (未読, 2025年10月06日)
- Message from the Social Insurance Agency: 「介護の日イベントに実施する「おしごと相談会」への参加希望調査について（参加申込：10月27日まで、資料提出10月30日まで）」 (未読, 2025年10月02日)
- Message from the Local Care Promotion Office (In-home Care Promotion Office): 「中野区医師会】令和7年度中野区在宅療養（摂食・粪下機能）支援事業 第2回人材育成研修会のご案内」 (未読, 2025年10月01日)
- Message from the Social Insurance Agency: 「（総合事業）介護予防ケアマネジメント及びサービス活動B・CにおけるQ&Aの掲載について(動画2.)」 (既読, 2025年09月19日)

Management Tools Section:

- Top navigation bar: ホーム, お知らせ, 報告板, 関係者専用検索, 活動記録.
- Sub-navigation bar: ホーム, お知らせ, 報告板, 関係者専用検索, 活動記録.
- Grid of icons and labels:
 - 掲示板 (Bulletin Board)
 - 関係者専用検索 (Relational Party Special Search)
 - 登録事業所管理 (Registered Organization Management)
 - 登録済みの活動記録検索 (Registered Activity Record Search)
 - 活動記録登録 (Activity Record Registration)
 - 資源登録 (Resource Registration)
 - アンケート (Survey)
 - よくある質問 (Frequently Asked Questions)
 - 地域資源分布マップ (Regional Resource Distribution Map)
 - ユーザー情報変更 (User Information Change)
- Bottom navigation bar: 中野区のお知らせ一覧 (List of Chiyoda区 Information)

9. けあプロ・navi、ケア俱楽部について

①サイト概要 【ケア俱楽部】

- 会員サイトからは国や都からのお知らせを閲覧でき、「関係者専用検索」からは事業所情報の検索が可能です。

The screenshot shows two views of the Nakano Care Club website. Both views have a red box highlighting the 'Related Party Search' button in the top navigation bar.

Left View (Top Navigation):

- Top navigation: 中野区 ケア俱楽部
- Text size: 文字サイズ 標準 拡大
- Buttons: ホーム, お知らせ (highlighted), 揭示板, 関係者専用検索, 活動記録
- Breadcrumb: ホーム / 中野区のお知らせ一覧
- Menu: 中野区のお知らせ, 厚生労働省, 都道府県, 老人福祉施設協議会, シルバー新報

Right View (Bottom Navigation):

- Top navigation: 中野区 ケア俱楽部
- Text size: 文字サイズ 標準 拡大
- Buttons: ホーム, お知らせ, 揭示板, 関係者専用検索 (highlighted), 活動記録
- Breadcrumb: ホーム / 関係者専用検索

Both Views:

- Section: 関係者専用検索
- Form:
 - 1 自治体を選ぶ: 中野区
 - 2 カテゴリを選ぶ: 全てのカテゴリ
 - 3 サブカテゴリを選ぶ: 全てのサブカテゴリ
- Search bar: 事業所検索
- Results:
 - 地図・住所から探す: お住まいや駅などから近い施設の検索ができます。
 - サービスから探す: ご希望のサービスから施設の検索ができます。
 - 事業所名から探す: 施設名を入力して施設の検索ができます。
- Section: 受け入れ情報
- Text: 各種サービスの空き情報が検索できます。
- Button: 空き情報から探す
- Text at bottom: 検索結果: 315件 表示中: 1~10件
- Text at bottom: 紋り込み条件: なし 条件を絞り込む

9. けあプロ・navi、ケア俱楽部について

②中野区からのお知らせについて

- トップ画面には最新5掲載分しか表示されませんが、以下のボタンをクリックすると、これまでのお知らせも閲覧できます。



介護保険課 管理係

[【回答期限11/7\(金\)】ケアプランデータ連携システム支援事業の需要量調査にご協力ください](#)

未読

2025年10月10日

介護保険課 管理係

[【10/10更新】令和7年度中野区介護サービス事業所研修（全15回）の実施について](#)

未読

2025年10月10日

介護保険課 管理係

[【東京都】「福祉現場における働き方の多様化」に関する調査の実施について](#)

未読

2025年10月10日

介護保険課 管理係

[【災害時情報共有システム】令和7年台風22号に係る注意喚起・被災状況報告について](#)

未読

2025年10月09日

介護保険課 管理係

[【申請する場合は回答必須（10/31まで）】令和7年度介護福祉士受験手数料助成金の需要量調査の実施について](#)

未読

2025年10月06日



中野区のお知らせ一覧

9. けあプロ・navi、ケア俱楽部について

②中野区からのお知らせについて

- 条件を絞り込んで検索することもできます。

The screenshot shows the 'けあプロ・navi' search interface. The top navigation bar has tabs for '自治体を選ぶ' (Select City), 'カテゴリを選ぶ' (Select Category), and '検索' (Search). The '自治体を選ぶ' tab is active, showing a dropdown menu with '中野区' selected. The 'カテゴリを選ぶ' tab is highlighted with a red box, and its dropdown menu is open, showing a list of categories. The '検索結果' section displays 318 results. The bottom navigation bar includes links for '介護保険課 管理係' and '中野区保健所'.

1 自治体を選ぶ
中野区

2 カテゴリを選ぶ
全てのカテゴリ

3 サブカテゴリを選ぶ
全てのサブカテゴリ

検索結果：318件 表示

絞り込み条件：なし

表示件数 10件

先頭 <<前 1 2 3 ...

介護保険課 管理係
中野区保健所

- 全てのカテゴリ
- 重要なお知らせ
- 新型コロナウイルス感染症
- 介護保険課 管理係
- 介護保険課 介護資格保険料係
- 介護保険課 介護認定係
- 介護保険課 介護給付係
- 介護保険課 介護事業者係
- 介護予防推進係
- 高齢者サービス係
- 地域包括ケア推進課（在宅医療推進係）
- 地域包括ケア推進課
- 地域活動推進課
- 高齢者支援基盤整備係
- 福祉推進課
- 中野区保健所

9. けあプロ・n a v i 、ケア俱楽部について

③事業所各位へのお願ひ

- 事業所番号ごとにアカウントを登録しています。
- サービス種別ごとに閲覧できるお知らせが異なりますので、登録している事業所番号ごとにお知らせを確認してください。
- ログイン用 ID・PWのお問い合わせは、介護事業者係まで。
- このサイトは中野区が委託した「トーテックアメニティ株式会社」が運用しています。
- 各事業所へ「トーテックアメニティ株式会社情報センター」からFAXで調査票が送付されます。
- 区民やケアマネジャーが、最新かつ正確な情報を入手することができるようとするため、FAXへの回答をお願いいたします。

9. けあプロ・navi、ケア俱楽部について

③事業所各位へのお願ひ

(1) けあプロ・naviに掲載する事業所情報調査

- 区内介護サービス事業所を対象に、事業所情報の修正や変更の有無を調査するFAXを送付します。
- 送付元は「トーテックアメニティ株式会社情報センター」です。
- 頻度は1年に1回です。（直近は2025年7月10日に送付）

(2) 介護サービス事業所空き情報調査のお願い

- 区内介護サービス事業所を対象に、事業所の空き情報を調査するFAXを送付します。
- 送付元は「トーテックアメニティ株式会社情報センター」です。
- 頻度は次のページのとおりです。

9. けあプロ・navi、ケア俱楽部について

③事業所各位へのお願い

(2) 介護サービス事業所空き情報調査のお願い

サービス種類	調査内容	頻度
居宅介護支援	新規ケアプランの作成可能数	隔週1回
通所介護	利用者の受け入れ可能数（曜日毎）	週1回
地域密着型通所介護	利用者の受け入れ可能数（曜日毎）	週1回
認知症対応型通所介護	利用者の受け入れ可能数（曜日毎）	週1回
認知症対応型共同生活介護	新規受け入れ件数	月1回
短期入所生活介護	施設の空き情報（日別・男女別）	週1回：2週間分 月1回：3か月分
短期入所療養介護	施設の空き情報（日別・男女別）	週1回：2週間分 月1回：3か月分
特定施設入居者生活介護	待機者数	月1回
介護老人福祉施設	待機者数	月1回
介護老人保健施設	空床（室）数、待機者数、特別な医療の受入	月1回
小規模多機能型居宅介護	利用者の定員・現登録数・登録可能数	月1回
看護小規模多機能型居宅介護	利用者の定員・現登録数・登録可能数	月1回

10. 他係・他課からのお知らせ

(1) 介護保険課 管理係からのお知らせ

中野区では区内の介護保険サービス事業所等を対象に、介護保険サービスの質の向上を目的として介護サービス事業所研修を年間15回実施しています。

本研修はオンライン及びアーカイブ配信での実施となっているため、参加しやすい形式となっています。また、主任介護支援専門員更新研修の要件該当となる研修や運営基準上必須となる研修（※）に対応したものが含まれているため、ぜひご参加ください。

※業務継続計画・高齢者虐待に関する研修など

今年度のスケジュールについてはケア俱楽部及び区HPで周知しているためそちらをご確認ください。

たくさんのご参加をお待ちしております。

https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kenko_hukushi/kourei/kaigohoken/kaigoservice/kaigokensyu.html

10. 他係・他課からのお知らせ

(1) 介護保険課 管理係からのお知らせ

先般、令和7年度厚生労働省補正予算案が成立し、「介護保険分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援」が実施されることが決定しました。

①支給要件・金額

1. 介護従業者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
2. 協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ 0.5万円
3. 介護職員の職場改善要件の支援
※人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当

②対象期間

令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

- ・申請窓口は東京都※詳細が分かり次第ケア俱楽部にてお知らせします。

10. 他係・他課からのお知らせ

(1) 介護保険課 管理係からのお知らせ

「① 2. 協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ」につきましては、処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たしていることが必要となっております。

ア) 訪問、通所サービス等

→ケアプランデータ連携システムに加入（又は見込み）等。

イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等

→生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得（又は見込み）等。

●令和7年度厚生労働省補正予算案の概要

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/25hosei/index.html>

10. 他係・他課からのお知らせ

(1) 介護保険課 管理係からのお知らせ

訪問・通所サービス等については、取得要件の一部が「ケアプランデータ連携システムの加入（又は見込み等）」となっています。

また、今後整備予定の介護情報基盤との連携もあることからケアプランデータ連携システムの導入について、改めてご検討ください。

導入に当たり、現在実施しているケアプランデータ連携システム支援事業については下記URLからご確認ください。

- 介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（助成金）について
→介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの接続サポートを一体的に受ける場合も助成対象となります。

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/materials?goto=jyoseikin-section>

- ケアプランデータ連携システムフリーパスキャンペーンについて
<https://www.careplan-renkei-support.jp/freepass/index.html>

10. 他課、他係からのお知らせ

(2) 福祉推進課高齢者専門相談係から高齢者虐待のお知らせ

養介護施設従事者等とは

○養介護施設とは……

老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム、介護保険法に規定される介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター等

○養介護事業とは……

老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業

介護保険法に規定される、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

○養介護施設従事者等とは

介護保険施設や居宅介護サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業など、上記養介護施設や養介護事業の業務に従事する者をいいます。

高齢者虐待の定義

虐待者	被虐待者	虐待の種類	内容
①要介護施設（老人福祉施設、有料老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター）の業務に従事する者	当該要介護施設に入所し、その他当該要介護施設を利用する高齢者	身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
		介護、世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような減食、長期間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を怠ること。
②要介護事業（老人居宅生活支援事業、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業）において事業に従事する者	当該要介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者	心理的虐待	高齢者に対する暴言、拒絶的な対応、その他心理的外傷を与える言動を行うこと。
		性的虐待	わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること。
		経済的虐待	財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること

身体的虐待

① 暴力的行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。など

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など

③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

介護、世話の放棄・放任

① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

- ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。
- など

② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など

介護、世話の放棄・放任

③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

- ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など

④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置

- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など

⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

心理的虐待

① 威嚇的な発言、態度

- ・怒鳴る、罵る。
- ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。など

② 侮辱的な発言、態度

- ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など

③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など

心理的虐待

④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など

⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など

⑥その他

- ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。 など

性的虐待

○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要

- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・わいせつな映像や写真をみせる。・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない

経済的虐待

○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

要介護施設従事者等による高齢者虐待通報義務

養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等（虐待防止法第21条）

- ① 養介護施設従事者等が、当該施設または事業において業務に従事する者から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の通報義務
- ② ①に該当する以外の者が、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の通報義務（努力義務を含む）
- ③ 養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者の届け出
- ④ ①及び②について、守秘義務に関する規定の適用除外（虚偽及び過失であるものを除く）
- ⑤ ①及び②の通報による不利益な取扱の禁止（虚偽及び過失であるものを除く）

高齢者虐待防止法に規定されている事業者の役割

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置（虐待防止法第20条）

- ① 養介護施設従事者等の研修の実施
- ② 利用する高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備
- ③ その他の従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者には、利用者である高齢者及びその家族からの苦情処理の体制整備や、虐待防止のための措置が義務付けられています。養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止し、適切に対処するための積極的な取組が求められます。

通報等による不利益取扱いの禁止

(1) 高齢者虐待の通報等を行った従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）を受けないことが規定されています。（虐待防止法第21条第7項）この規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものは除かれるとされています。

(2) 平成18年4月1日から施行された公益通報者保護法でも、労働者が所定の要件を満たして公益通報を行った場合の通報者に対する保護が規定されています。

高齢者虐待防止法に規定されている区の役割

- (1) 対応窓口の周知（虐待防止法第21条）
- (2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認
- (3) 通報等を受けた高齢者虐待に関する事項の都道府県への報告
(虐待防止法第22条)
- (4) 高齢者虐待の防止及び被虐高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法の規定による権限の行使（虐待防止法第24条）

動画視聴後の出席確認について

ご視聴いただきありがとうございました。
ケア俱楽部で配信されるアンケートから、出席の回答・中野区に対する質問を入力してください。回答期限は**2月末**までです。
いただいた質問は、後日、区HP上で回答させていただきます。

The screenshot shows the Chuo City Welfare website interface. At the top, there are two navigation bars with identical sets of links: ホーム (Home), お知らせ (Announcements), 揭示板 (Bulletin Board), 関係者専用検索 (Staff Search), 活動記録 (Activity Record), and ホーム (Home), お知らせ (Announcements), 揭示板 (Bulletin Board), 関係者専用検索 (Staff Search), 活動記録 (Activity Record).

The main content area has a yellow header bar labeled "重要なお知らせ" (Important Announcements). It contains a message from March 28, 2025, about confirming the email address registered with the Care Club. Below this is a button labeled "重要なお知らせの一覧" (List of Important Announcements).

A red box highlights the "新着アンケート" (New Survey) section, which displays a survey titled "【回答期限9/30】指導検査システムの導入にあたっての利用意向アンケート" (Survey on the intention of using the guidance inspection system upon its introduction) with a due date of September 30. To the right of this are three green boxes: "掲示板" (Bulletin Board), "関係者専用検索" (Staff Search), and "登録事業所管理" (Registration Management).

Below this is another yellow header bar labeled "お知らせ・情報" (Information). It features a red box around the "アンケート" (Survey) icon, which is linked to the survey mentioned above. Other icons include "登録済みの活動記録検索" (Search for registered activity records), "活動記録登録" (Register activity records), "資源登録" (Resource registration), "よくある質問" (Frequently asked questions), and "地域資源分布マップ" (Map of regional resource distribution). A green box at the bottom right is labeled "ユーザー情報変更" (User information change).

At the bottom left, there is a note: "タブ内の数字は、過去1ヶ月分の未読のお知らせの数を表しています。" (The numbers in the tabs represent the count of unread announcements over the past month.) Below this are several tabs with counts: 中野区のお知らせ (17), 厚生労働省 (15), 都道府県 (17), 老人福祉施設協議会 (11), シルバー新報 (23), 福祉推進課 (1), and 高齢者専門相談係 (1).

参考ホームページ

【介護保険事業者向け】介護事業所関連情報

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/kaigojigyosyokanren.html>



中野区ホームページ > 目的別検索 > ページ ID 検索から
「195810690」と入力していただくと、自動で遷移します。
各種リンクから指定・指導・事故報告など、必要な情報を閲覧するこ
とが可能です。

中野区 けあプロ・n a v i 地域・社会資源把握支援システム

<https://carepro-navi.jp/nakano>



区民向け介護施設・事業所検索サイト「けあプロ・n a v i」のペー
ジです。
右下の【会員専用ページ > ログインする】から、介護事業者向けの
情報提供サイト「中野区ケア俱楽部」へログインが可能です。

